

（衆議院解散権）帰属主体を巡る議論へのささやかな接近

矢 次 真

- I　はじめ
- II　『事実としての（衆議院解散権）行使の政治史的考察
- III　『制度としての（衆議院解散権）帰属主体を内閣とする学説の考察
- IV　原点に戻って—尾崎行雄の叫び

一九九三年六月一八日、内閣不信任決議案の可決を受けて、宮沢喜一内閣は『事実としての（衆議院解散権）』を

行使した。そして、衆議院は解散された。これにより、一九九〇年一月一八日投票の第一七回（＝慣用的には、第三九回）衆議院議員総選挙において、主権者たる国民の直接選挙により四年の任期で選出された衆議院議員という、主権者たる国民の代表は、全員、同時に、宮沢喜一内閣により解職されたのである。内閣不信任決議案の可決を受けての衆議院解散であったのだから、〈七条〉解散ではなく〈六九条〉解散ではないか、との議論こそあつたものの、宮沢喜一内閣による〈事実としての衆議院解散権〉の行使それ自体は疑われるることはなかつた。今や、〈事実としての衆議院解散権〉が内閣に帰属するということは、議論の余地なき前提とされている。一九九五年に入り、新しい選挙制度の下、衆議院解散・総選挙を求める声が聞かれる。その声の主も、〈事実としての衆議院解散権〉が内閣に帰属することを信じて疑はない。しかし、〈事実としての衆議院解散権〉の前提としての、日本国憲法における〈制度としての衆議院解散権〉は果して内閣に帰属するのであろうか。今では、余り抱かれることのない、この素朴な疑問に導かれて、本稿では、〈衆議院解散権〉帰属主体を巡る議論へのささやかな接近を試みたい。

II 〈事実としての衆議院解散権〉行使の政治史的考察

(1) 〈事実としての衆議院解散権〉行使の政治史的考察の視角

〈衆議院解散権〉問題の所在を探り当てるという視角から、日本国憲法体制下最初の三回の〈事実としての衆議院解散権〉行使を検討する。⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾ というのも、日本国憲法体制下の〈衆議院解散権〉行使が〈事実としての衆議院解散権〉行使として始まつたからである。日本国憲法の規定する〈制度としての衆議院解散権〉についての疑いなき共通理解を前提として〈事実としての衆議院解散権〉行使が日本国憲法体制における第一回〈衆議院解散

権、行使としてなされたのではなく、共通理解を得られないまま、「六九条説」に基づく「事実としての衆議院解散権」行使が第一回「衆議院解散権」行使としてなされ⁽⁴⁾、その後は、「七条説」に基づく「事実としての衆議院解散権」行使が繰り返されて来たのである。しかし、言うまでもなく、「事実としての衆議院解散権」行使が何度なされようとも、そのような事実の積み重ねは「制度としての衆議院解散権」についての共通理解を導かない。「制度」と「事実」の転倒を回避するためにも、「事実としての衆議院解散権」行使に含まれている問題を発見するべく、「事実としての衆議院解散権」行使を政治史的に検討することがまず要請される。以下、この点について簡単に検討してみたい。

(2) 第一回「事実としての衆議院解散権」行使

衆議院は一九四八年一二月二三日、第四回通常国会において民主自由党単独内閣であった第一次吉田茂内閣⁽⁶⁾の「事実としての衆議院解散権」行使により解散された。⁽⁷⁾第二次吉田茂内閣の「事実としての衆議院解散権」行使により解散された衆議院の構成員であつた衆議院議員は一九四七年四月二十五日投票の日本国憲法体制下第一回（慣用的には、第二三回）衆議院議員総選挙⁽⁸⁾により主権者国民の直接選挙で選出された国民代表であつた。

第二次吉田茂内閣による第一回「事実としての衆議院解散権」行使の事実上の理由は、民主自由党の少数単独内閣であった第二次吉田茂内閣の政権基盤強化という政略的理由であつた。野党（民主党、社会党、国民協同党）が「衆議院解散権」行使の引き伸ばしを策したのは、昭電疑惑事件で倒壊した前内閣であつた芦田均内閣の連立与党を構成していた民主党、社会党、国民協同党が早期解散・総選挙を自党にとって不利とみての政略的理由に基づいてで

あつた。与野党共に、政略的理由から《事実としての〈衆議院解散権〉》行使を捉えていたのであり、政略のレヴェルとは別のレヴェルで、すなわち、衆議院解散後四〇日以内に行われる衆議院議員総選挙の自党にとっての功利計算とは別の純粹に制度論のレヴェルでの《制度としての〈衆議院解散権〉》については検討してはいなかつたと思われる。興味深いことに、与野党共に、《制度としての〈衆議院解散権〉》が内閣に帰属することは当然のこととして前提した上で、自党にとって有利な政略を練つていたのである。《制度としての〈衆議院解散権〉》が内閣に帰属する前提とした上で、《事実としての〈衆議院解散権〉》行使の条件（場合）を巡つて、〈七条説〉と〈六九条説〉を便宜的に利用していただけであつたと思われる。

山崎猛の議員辞職という形で山崎首班問題が決着した後、一九四八年一〇月一日、第三回臨時国会が召集されたが、一〇月一四日、内閣総理大臣指名投票が参議院で行われ、参議院は一四四票の絶対多数を獲得した吉田茂民主自由党總裁を内閣総理大臣に指名したが、衆議院における内閣総理大臣指名投票の結果は吉田茂一八四票、片山哲八七票、白票八六票となつたため決選投票が行われ、結果は吉田茂一八五票、片山哲一票、白票二一三票となり、白票が過半数であつたが、衆議院も吉田茂を内閣総理大臣に指名した。続いて、一〇月一九日、第二次吉田茂内閣は成立したが、組閣後早々、第三回臨時国会における《事実としての〈衆議院解散権〉》行使を計画していた。しかし、《事実としての〈衆議院解散権〉》行使の条件についてのGSの指示を受けて第三回臨時国会における《事実としての〈衆議院解散権〉》行使は見送られ、一九四八年一二月一日に召集された第四回通常国会において、与野党話し合いの上で野党が第一次吉田茂内閣不信任決議案を衆議院に提出し可決されたので、日本国憲法第六九条に基づき第二次吉田茂内閣は《事実としての〈衆議院解散権〉》を行使した結果、日本国憲法体制の下で初めて衆議院は解

散されたのである。

主権者国民の直接選挙で選出された国民代表である一九四八年一二月二三日現在の衆議院議員は約二年四箇月の任期を残して第二次吉田茂内閣の<事実としての衆議院解散権>行使により解職されたのである。

(3) 第二回 <事実としての衆議院解散権> 行使

一九五二年八月二八日、第三次吉田茂内閣（一九四九年一月一六日、民主自由党・民主党連立派による連立内閣として成立、一九五〇年三月一日、民主自由党・民主党連立派は合同して自由党結成）は<事実としての衆議院解散権>を行使して衆議院を解散⁽⁹⁾した。第三次吉田茂内閣の<事実としての衆議院解散権>行使により解散された衆議院の構成員であった衆議院議員は一九四九年一月二三日投票の第一回（＝慣用的には、第二回）衆議院議員総選挙により主権者国民の直接選挙で選出された国民代表であった。

<事実としての衆議院解散権>行使の事実上の理由は、自由党内吉田派が鳩山一郎を中心とする自由党内反吉田派に先手を打つて党内リーダーシップを掌握し続けることであつたと言われている。前回の、すなわち第二回衆議院議員総選挙の結果、民主自由党（後に自由党）は衆議院で絶対多数議席を占めていたが、一九四六年一月四日の公職追放令発出以来、公職追放されていた政治家たちが追放を解除されて続々と政界に復帰することになった。鳩山一郎グループは自由党内勢力を拡大しつつあり、自由党内吉田派と自由党内鳩山派の対立は頭在化の度を加えつゝあるという状況の中で、吉田茂は一部側近の助言を得て、反吉田グループが衆議院議員総選挙の準備を整えてはいなかつた一九五二年八月二八日、実質的には吉田茂を中心とするごく一部の側近だけの了解の下に、八月二六日

に召集されたばかりの第一四回通常国会において、『事実としての衆議院解散権』を行使した。⁽¹²⁾その時、吉田グループは総選挙の準備をすでに完了していたのである。

主権者国民の直接選挙で選出された国民代表である一九五二年八月二八日現在の衆議院議員は約五箇月の任期を残して第三次吉田茂内閣の『事実としての衆議院解散権』行使により解職されたのである。⁽¹³⁾

(4) 第三回 『事実としての衆議院解散権』行使

一九五三年二月一四日、第四次吉田茂内閣（一九五二年一〇月三〇日成立、自由党単独内閣）は『事実としての衆議院解散権』⁽¹⁴⁾を行使して衆議院を解散した。

『事実としての衆議院解散権』行使の理由は、第四次吉田茂内閣不信任決議案が衆議院で可決されたためである。そこに至る過程は大略次の様であった。一九五二年一〇月一日投票の第三回（＝慣用的には、第二五回）衆議院議員総選挙の結果、自由党は一四〇議席（吉田派七三、鳩山派六八、中間派九九）を獲得した。投票日の二日前、九月二九日には反吉田派の石橋湛山、河野一郎が自由党を除名されていた。一〇月一六日、鳩山一郎は自由党民主化四原則を発表し、吉田茂と政権を争う構えを見せたが、一〇月二二三日、吉田・鳩山会談を経て条件付吉田支持に至った。一〇月二十四日、第一五回特別国会が召集され、吉田茂が内閣総理大臣に指名された。しかし、同日、安藤正純を委員長とする自由党民主化同盟（民同派）が結成された。一〇月三〇日、第四次吉田茂内閣が組織されたが、国務大臣ポストは吉田派が独占し、党三役・常任委員長・政務次官ポストからも自由党民主化同盟は排除された。一月二七日の衆議院本会議における加藤勘十の質問への池田勇人通産大臣の答弁に対し、一月一八日、野党三派は

池田国務大臣不信任決議案を提出したが、自由党民主化同盟二五名が欠席したため採決の結果、二〇八対一〇一で可決されてしまった。その結果、池田勇人通産大臣は一月二九日、辞職した。一二月に入り、改進党・左右両派社会党は補正予算の三派共同修正案を作成するが、自由党民主化同盟は補正予算の衆議院採決を前にして、自由党民主化四原則の即時実行を迫り、吉田内閣総理大臣が受け入れなければ修正案に同調する方針を決定した。一二月二十五日、首相公邸会議室において七者会談が開かれ、一二月一六日、自由党議員総会は石橋湛山、河野一郎の復党を承認、一九五三年一月一九日、林譲治幹事長が辞任し、その後、佐藤栄作幹事長、三木武吉総務会長、小暮武太夫政調会長が誕生した。かくして、吉田派対反吉田派の自由党内対立は小康を得ることになったが、二月二八日、衆議院予算委員会において右派社会党衆議院議員西村栄一の質問中、大臣席に座つたまま吉田茂が発した「バカヤロー」という発言がマイクに乗つてしまつた。⁽¹⁵⁾ 三月一日、浅沼稲次郎ほか八名は「バカヤロー」発言に対し、「議員吉田茂君を懲罰委員会に付するの動議」を提出し、三月一日、衆議院本会議に提出され、民同派と広川派の欠席により、一九二対一六三で可決された。続いて、野党は三月一四日、第四次吉田茂内閣不信任決議案は分党派自由党の同調により二二九対一二八で可決された。第四次吉田茂内閣不信任決議案可決を受けて、第四次吉田茂内閣はただちに《事実としての衆議院解散権》を行使した。

第四次吉田茂内閣の《事実としての衆議院解散権》行使により解散された衆議院の構成員であつた衆議院議員は第三回衆議院議員総選挙により主権者国民の直接選挙で選出された国民代表であつた。主権者国民の直接選挙で選出された国民代表である一九五三年三月一四日現在の衆議院議員は約三年七箇月の任期を残して第四次吉田茂内

閣の『事実としての『衆議院解散権』』行使により解職されたのである。

(5) 初期三回の『事実としての『衆議院解散権』』行使を巡る総括的考察

日本国憲法体制における初期三回の『事実としての『衆議院解散権』』行使の簡単な検討を経て確認できたこと、それは、『事実としての内閣』による『事実としての『衆議院解散権』』行使が『事実としての内閣』を組織している政党即ち政権政党（民主自由党）の政権維持あるいは政権基盤強化という目的のための手段としての、あるいは、『事実としての内閣』を組織している政党内派閥（自由党吉田派）の政権維持あるいは政権基盤強化という目的のための手段としての行使であったということである。政権政党あるいは政権政党内政権担当派閥は『事実としての『衆議院解散権』』を政権維持あるいは政権基盤強化という目的実現のための強力な手段（武器）として認識しているのであって、その疑いなき前提の上で、目的実現のための最も効果的な手段行使の瞬間を衆議院議員の残存任期の中で絶えず計算しながら最終決定するのである。⁽¹⁶⁾しかし、そのような前提是、『事実としての『衆議院解散権』』を使用する『事実として内閣』を組織している政権政党あるいは政権政党内政権担当派閥にとつては疑いなき前提であるとしても、日本国憲法において規定されている政治制度上の『制度としての『衆議院解散権』』なのであろうか。いうまでもなく、『事実としての『衆議院解散権』』は『制度としての『衆議院解散権』』に適合していなければならぬ。『事実としての内閣』が『制度としての『衆議院解散権』』に適合して『事実としての『衆議院解散権』』を使っているのならば問題はない。『事実として内閣』が『制度としての『衆議院解散権』』に適合して『事実としての『衆議院解散権』』を行使していないのならば問題である。しかし、『事実としての『衆議院解散権』』の『制度と

しての「衆議院解散権」適合性判断の前提是、《制度としての衆議院解散権》それ自体の認識である。そこで、節をあらためてこの問題を検討してみたい。

(1) 本稿において、「事実としての衆議院解散権」行使の検討対象を日本国憲法体制における初期三回に限定するのではなく、日本国憲法における「制度としての衆議院解散権」を巡る議論（解散権論争）がその当時活発に展開され、主たる学説が形成されたからである。

(2) 日本国憲法下の「事実としての衆議院解散権」は一九九五年一月までに一六回行使された。「事実としての衆議院解散権」を行使した内閣は以下の通りである。第一回・第二次吉田茂内閣（一九四八年二月二三日）、第二回・第三次吉田茂内閣（一九五二年八月二八日）、第三回・第四次吉田茂内閣（一九五三年三月一四日）、第四回・第一次鳩山一郎内閣（一九五五年一月二十四日）、第五回・第一次岸信介内閣（一九五八年四月二十五日）、第六回・第一次池田勇人内閣（一九六〇年一〇月二四日）、第七回・第二次池田勇人内閣（一九六三年一〇月二三日）、第八回・第一次佐藤栄作内閣（一九六六年一二月二七日）、第九回・第二次佐藤栄作内閣（一九六九年一二月二日）、第一〇回・第一次田中角栄内閣（一九七二年一月一三日）、第一一回・第一次大平正芳内閣（一九七九年九月七日）、第一二回・第二次大平正芳内閣（一九八〇年五月一九日）、第一三回・第一次中曾根康弘内閣（一九八三年一月二八日）、第一四回・第二次中曾根康弘内閣（一九八六年六月二一日）、第一五回・第一次海部俊樹内閣（一九九〇年一月二十四日）、第一六回・宮沢喜一内閣（一九九三年六月一八日）。

(3) 大日本帝国憲法体制における「事実としての衆議院解散権」は「制度としての衆議院解散権」帰属主体である天皇（→内閣）により一八回行使された。但し、第一七回解散はポツダム宣言受諾後の占領統治下の解散であり、第一八回解散は大日本帝国憲法に基づく帝国議会の衆議院の廃止に伴う解散であるから、実質的には、大日本帝国憲法下の「事実としての衆議院解散権」は一六回行使されたといえるであろう。但し、大日本帝国憲法における「制度として

ての「衆議院解散権」の理解も一様ではなかつた。深瀬忠一「衆議院の解散」田中一郎（編集者代表）『日本国憲法体系』第四卷、有斐閣、一九六二年、一八五一—九六頁。

(4) 「非常に不幸な先例」との評価と「幸福な先例」との評価に分かれる。小嶋和司「四八年の幸福な先例——衆議院解散権をめぐる論点」『東京大学学生新聞』一〇四号、一九五一年、東京大学学生新聞会。

(5) しかし、「確立された憲法慣行」という言葉に出会つて素朴な疑問に襲われる。「事実」が「規範」を作るのであるうか。ある「事実」が繰り返されれば、その「事実」が「規範」になるのであろうか。『事実としての「衆議院解散権』』行使が繰り返されれば、その結果、『制度としての「衆議院解散権』』理解が疑いなきものとして確立するのであろうか。

『憲法』政治の根本に係る問題であると思われる。

(6) 一九四八年一〇月一九日成立の吉田茂内閣は、一般に、第二次吉田茂内閣と呼ばれている（便宜上、本稿でもこの呼称で叙述を進める）。この吉田茂内閣を第二次吉田茂内閣と呼ぶ場合の第一次吉田茂内閣は一九四六年五月二二日に成立し一九四七年五月二〇日に総辞職した吉田茂内閣である。しかし、所謂第一次吉田茂内閣は大日本帝国憲法体制における内閣（憲法典としての大日本帝国憲法では内閣という語は使用されてはいないが）であるのに対し、所謂第二次吉田茂内閣は日本国憲法体制における内閣であつた。内閣という同一の言葉が使用されていても、所謂第一次吉田茂内閣という「事実としての内閣」が前提としていた「制度としての内閣」の概念と所謂第二次吉田茂内閣という「事実としての内閣」が前提としていた「制度としての内閣」という概念は原理的に相違・対立する内閣概念の筈である。内閣概念の峻別を自覚するためには、所謂第一次吉田茂内閣を吉田茂内閣と呼び、所謂第二次吉田茂内閣を第一次吉田茂内閣と呼ぶべきであろう。このことは、『制度としての内閣』、『制度としての「衆議院解散権』』を巡つて考へるに際しても大事なことであると思われる。

(7) 一般には、「馴れ合い（馴合い、なれあい）解散」と呼ばれているが、この呼称は第一回衆議院解散の一つの側面（特徴）に着目した呼称であるため、この呼称を使用すると第一回「衆議院解散権」行使の総合的認識を妨げられる虞がある

る。第一回〈衆議院解散権〉行使に至る過程については、信夫清三郎『戦後日本政治史III』勁草書房、一九六七年、八六七一八八八頁、等を参照。

(8) 一九四七年四月二五日投票の衆議院議員総選挙を第二三回衆議院議員総選挙と呼ぶことには重大な問題が含まれていると思われる。第二三回と呼ぶ場合の第一回は一八九〇年七月一日投票の衆議院議員総選挙であるが、その衆議院は大日本帝国憲法における帝国議会の衆議院であった。それに対して、一九四七年四月二五日投票の衆議院議員総選挙の衆議院は、日本国憲法における国会の衆議院である。言葉の上ではどちらも衆議院であるが、その言葉によって表現されている衆議院の概念はまったく別物である。その認識を前提とすれば、一九四七年四月二五日投票の衆議院議員総選挙は第一回衆議院議員総選挙と呼ぶべきであると思われる(同趣旨と思われる文献に、石川真澄『データ戦後政治史』岩波新書、一九八四年、一〇一一頁、同『戦後政治史』岩波新書、一九九五年、三八一三九頁)。第二三回衆議院議員総選挙と呼ぶか、第一回衆議院議員総選挙と呼ぶかの別は、衆議院解散権を巡る諸問題を考える場合の最初の岐路になるかもしれないである。

(9) 吉田茂内閣は『事実としての〈衆議院解散権〉』を三回行使したが、一九五四年一二月六日、日本民主党・両派社会党による第五次吉田茂内閣不信任決議案提出に対し吉田茂は翌七日、四回目の『事実としての〈衆議院解散権〉』行使を強行しようとした。しかし、緒方竹虎らにより断固として制止されたため、四回目の行使は実現しなかった。実現はしなかつたが、最後まで『事実としての〈衆議院解散権〉』行使を目指していた一九五四年一二月六日～七日にかけての吉田茂の頭の中には、『制度としての〈衆議院解散権〉』の一つの概念が絶対のものとして支配していたのであろう。問題は、その概念が日本国憲法における『制度としての〈衆議院解散権〉』の概念であったのか、という点に存する。吉田茂だけではなく、日本国憲法体制下の全ての『事実としての内閣総理大臣』が、更に、『事実としての国務大臣』が『事実としての〈衆議院解散権〉』行使を検討するに際して、日本国憲法における『制度としての〈衆議院解散権〉』の概念をどのように認識していたのかということとも検討するに値する問題となるであろう。

(10) 助言者は、松野鶴平とも、池田勇人・佐藤栄作・保利茂（後藤基夫ほか『戦後保守政治の軌跡 上』岩波書店、一九九四年、一三五頁）とも、松野・池田・佐藤・保利（升味準之輔『日本政治史4』東京大学出版会、一九八八年、一九一頁、石川真澄、前掲書（一九九五年）、六二頁）とも言われている。

(11) 吉田茂の娘による次の様な思い出語りがある。「あきれたのは、第三次内閣の最後のほうで父が『抜き打ち解散』を打ったときのことです。鳩山さんとの対立が激しくなってきていた時期でしたから、裏をかいて抜き打ち解散にもちこみ、選挙準備のできていらない相手を大いに慌てさせてやろうという魂胆だったわけです」麻生和子『父 吉田茂』光文社、一九九三年、一九二頁。吉田退陣後、保守合同に命をかけた三木武吉の長年に亘る秘書という立場からの次の様な証言が残されている。「鳩山派の人々はこの抜打ちには寝耳に水ほどに面食った。彼等は解散は十月頃と予想していて、選挙に対する何の準備もなかつたからである」重盛久治『三木武吉太閤記』春陽堂書店、一九五六、一九四頁。第二回衆議院解散の頃の民主自由党内派閥については次の様な説明がある。「五十二年頃の民自党内の派閥地図によると党内は大ざっぱに、吉田系、中間派、鳩山派に三分されていた。吉田系は百四十人を擁し、その半分以上の七十四人を広川が固めていた。増田甲子七派が二十五人、佐藤派が七人、池田派が六人と官僚派閥は数の上ではまだ微々たる存在だった。中間派に色分けされるのが二十六人で、残りはすべて鳩山系だった。鳩山系百十九人の中、九十人までを大野が固めていた。石橋湛山、上原悦一郎、林譲治らが四人から六人の少数を率いていたが、大野が鳩山追放中の同派代表格であることは間違ひなかつた。」「吉田のまわりにはまず側近中の側近をもつて任ずる総裁派がいた。吉田の女婿麻生多賀吉をはじめ岡崎勝男、小坂善太郎、福永健司らであった。それぞれに吉田とは特殊の関係でつながり、信は厚かつた。占領軍当局との極秘交渉や党内、対野党の根回わしに献身的に動くグループであつた。その外側に政策部門を担当する増田、池田、佐藤の三官僚派閥がいた。吉田主流派の一番外側を形成したのが、非鳩山系の党人グループであつた。その大部分は広川の配下にあつたが、民主党から馳せ参じた犬養健、保利茂がそれぞれ少人数を率いて一家をなしていた。その更に外側に鳩山派が反主流として控えていた。」「こうした極めて不安定な党内力関係のところへ、鳩山一郎、三木

武吉、河野一郎らの鳩山直系の猛者連が追放解除で復帰してきたから波風の立たないはずはなかつた」（富森叡児『戦後保守党史』日本評論社、一九七七年、四六一四七頁、同『戦後保守党史』社会思想社、一九九四年、七一一七三頁に再録）。

(12) 一般には、「抜き打ち（抜打、抜打ち、ぬきうち）解散」と呼ばれているが、この呼称の使用にも注(7)で指摘した問題がある。この解散の是非についての有権者の判断に関する調査結果が、蠟山政道ほか編『総選挙の実態』岩波書店、一九五五年、四四一四八頁、一八〇一一八二頁に記されている。

(13) 第二回《事実としての〈衆議院解散権〉》行使を巡る訴訟が苦米地義三衆議院議員により提起された（苦米地訴訟）。一九六〇年六月八日の最高裁判所大法廷判決が下った後、佐藤達夫氏は次のように回想している。「苦米地氏は、この判決をまたず、先年亡くなってしまったが、政界における解散権論議の曲折を思つにつけ、昭和二三年末以来その死歿まで、自分の主張を曲げずに押しとおしてきた苦米地氏の一徹さは、ここに記録しておいてよさそうである。」佐藤達夫「解散権論議の回想」『ジュリスト』一二七号、一九六一年、一九頁。

(14) 一般には「バカヤロー解散」と呼ばれているが、この呼称の使用にも注(7)で指摘した問題がある。この解散に対する批判を紹介するものとして、蠟山政道ほか編、前掲書、一九八頁。

(15) 若宮啓文『忘れられない国会論戦』中公新書、一九九四年、八七一〇三頁、富田信男「凋落を辿る吉田政権」内田健三ほか編『日本議会史録4』第一法規出版株式会社、一九九〇年、二七九一八一頁、升味準之輔、前掲書、一九六頁、麻生和子、前掲書、一六七頁。

(16) 日本国憲法体制における第一回（＝慣用的には、第二回）衆議院議員総選挙以降の総選挙が、一九七六年一二月五日投票の第一二回（＝慣用的には、第三四回）衆議院議員総選挙をただ一回の例外として、他はすべて任期満了によらない、衆議院解散によるものであったという事実は、「解散が、内閣にとって、最も適切と思われる総選挙の時期の選択をゆるす大きな武器となつていることを物語る」（樋口陽一『憲法』創文社、一九九二年、三五七頁）との指摘がある。

日本国憲法体制における第四回以降の「事実としての「衆議院解散権」」行使の中で最も極端な事例は、第二次中曾根康弘内閣による一九八六年六月二日の第一四回「事実としての「衆議院解散権」」行使であったと思われる。そのような行使に含まれている重大問題を、「事実としての国民」に気付かなくさせるという機能をマス・メディアは、「内閣総理大臣の「伝家の宝刀」たる衆議院解散権」と書き（新聞）、言う（テレビ）ことによって果たしている。学説は、一般に、『制度としての「衆議院解散権」』を「制度としての内閣」に帰属させているのであって、「制度としての内閣総理大臣」には帰属させてはいない。この点については、「……内閣総理大臣に解散権があるとする説は、学説上存在しない」（浦部法穂「衆議院の解散」浦部法穂ほか編『現代憲法講義2』〔演習編〕法律文化社、一九八九年、一二五四—一二五五頁）と確認されているが、「首相の専権としての解散権」という表現が通俗的に使われるのは、法的には誤っているが、解散権の持つ政治的効果をいいあらわすものとしては、かえって正確な面を持つ」（樋口陽一、前掲書、三六〇頁）ともいわれる。『事実としての「衆議院解散権」』のレヴェルでいえば、「かえって正確な面を持つ」といえるが、「かえって正確な面を持つ」といえれば、『事実としての「衆議院解散権」』と『制度としての「衆議院解散権」』の乖離を明らかにする。『事実としての「衆議院解散権」』が有力な「事実としての内閣総理大臣」に帰属しているか、あるいは無力な「事実としての内閣総理大臣」以外の有力な政治権力保持者（あるいは政治権力保持集団）に帰属しているかといふ問題は次元を全く異なる問題である。しかし、その事実の次元を枠づけることこそ、近代立憲主義、ひいては、「法の支配」の目指すところであつたはずである。

(1)

III 『制度としての「衆議院解散権」』帰属主体を内閣とする学説の考察

『制度としての「衆議院解散権」』帰属主体に関する学説の観角

日本国憲法において衆議院解散制度が設定されていることについては疑いはない⁽¹⁾。しかし、《制度としての衆議院解散権》帰属主体に関する明文規定は日本国憲法には存在しない⁽²⁾。それゆえ、「解散によって論定するほかはない」ので「論争は運命的であつた」と言われている。そこで、その論争の中から生み出された、《制度としての衆議院解散権》帰属主体を内閣とする代表的学説を検討してみたい。

(2) 《制度としての衆議院解散権》帰属主体を内閣とする学説の分類と検討⁽⁶⁾

① <七条三号説>

《制度としての衆議院解散権》は、七条三号を根拠に、内閣に帰属すると結論する学説である。しかし、⁽⁷⁾七条三号説⁽⁸⁾は七条三号の解釈の相違に応じて、⁽⁹⁾<七条三号説A>と<七条三号説B>に分かれる。⁽¹⁰⁾<七条三号説A>は七条三号の「衆議院を解散すること」を形式的・儀礼的行為と解釈する。その形式的・儀礼的行為としての「衆議院を解散すること」が「内閣の助言と承認」(三条)の対象であると解釈する。それゆえ、助言・承認権帰属主体である内閣に《制度としての衆議院解散権》は帰属すると結論する。それに対し、<七条三号説B>は七条三号の「衆議院を解散すること」を実質的解散権と解釈する。その実質的解散権としての「衆議院を解散すること」が「内閣の助言と承認」(三条)の対象であると解釈する。それゆえ、助言・承認権帰属主体である内閣に《制度としての衆議院解散権》は帰属すると結論する。

<七条三号説A>については次の様な批判がある。「内閣の助言と承認」の対象は形式的・儀礼的行為としての「衆議院を解散すること」であるから、形式的・儀礼的行為としての「衆議院を解散すること」に対する助言・承認権

が内閣に帰属するとしても、そこからは《制度としての〈衆議院解散権〉》（実質的解散権）は導き出され得ない。他方、ヘ七条三号説B)についても次の様な批判がある。七条三号の「衆議院を解散すること」は「国事に関するすべての行為」(三条)の一つであり、四条は「国事に関する行為」を「国政に関する権能」から峻別しているのであるから、七条三号の「衆議院を解散すること」を実質的解散権（国政に関する権能）と解釈することはできない。それゆえ、助言・承認権が内閣に帰属するとしても、そこからは《制度としての〈衆議院解散権〉》（実質的解散権）は導き出され得ない。⁽⁷⁾

② 〈六九条説〉

《制度としての〈衆議院解散権〉》は、六九条を根拠に、内閣に帰属すると結論する学説である。しかし、ヘ六九条説⁽⁸⁾の名で呼ばれている学説が、一九五二年発表の小嶋和司論文⁽⁹⁾において展開されている学説であるとすれば、この学説は積極的な意味での学説ではなく消極的な意味での学説であつたと思われる。小嶋論文の一部を引用する。「第一は第六九条の考え方についてである。すなわち、多数説はこれが内閣の解散権を限定する規定でないという点から出発し、だから七条によって—その『国事に関する行為』性を無視して—自由な解散ができるとの論理をとるのであり、佐藤氏は筆者の旧稿をこの立場から批判せられた。けれども、筆者といえども第六九条をそれだけ切りはなして、そのままに読むとき、ただちに解散の場合を限定する規定であるという蛮勇はもたない。それを独立してみると、まさにその所見は佐藤氏とおなじであるが、ただ、内閣の解散権を問題にし、第七条や第六五条を以上のように解するかぎり、内閣に解散権あることを推定しうるのはただ第六九条のばあいのみとなってしまう、そこで内閣が解散を決定しうるのはこの場合のみに限定される、というのである。氏の批判は的をはずれている」。⁽¹⁰⁾

この、「内閣に解散権ある」とを推定しうるのはただ第六九条の「ばあいのみ」という表現をどのように読めばよいのか。「推定しうる」とわざわざ傍点を付して強調している意味は、おそらく七条・六五条の他に日本国憲法典の中に敢えて明文規定を探せば、ということであろう。積極的に、《制度としての〈衆議院解散権〉》は、六九条を根拠に、内閣に帰属すると主張したのではないと思われる。但し、「内閣に解散権あること」は、日本国憲法典の中に根拠条文を探すに先立つて疑いなき前提とされていた、と思われる。⁽¹³⁾ 《六九条説》は各方面から批判の矢を浴びるが、その後、小嶋和司氏自身も《六九条説》を放棄する。⁽¹⁴⁾

③ 〈六五条説〉

《制度としての〈衆議院解散権〉》は、六五条を根拠に、内閣に帰属すると結論する学説である。その論証は次の通りである。「解散は立法権の作用でもなく司法権の作用でもない。そこで王権の作用を立法権と司法権と行政権とに分つ場合、それは、行政権の作用に属すると思う。然るに、憲法は、第六五条において、『行政権は内閣に属する』と定めた。その行政権とは、特に憲法が、これを他の国家機関に属せしめたものを除き、一切の行政権（立法権及び司法権以外の主権の作用）を意味する、解散の実体を決する権能は、憲法上これを内閣以外の国家機関に属せしめた規定はない。第七条第三号に、天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために衆議院を解散することと定められているが、この天皇の国事権は、国政に関する権能を含まぬことは第四条の明文で明らかであるから、これは解散権の実体の所在についての規定ではない。然らば、解散権の実体は第六五条によつて内閣に属すると解する外はないのである」。

しかし、〈六五条説〉は、その前提において批判されることになる。つまり、〈衆議院解散権〉は立法権・司法権・

行政権の三権とは別種の権力であるから、六五条により行政権が内閣に帰属するとしても、その行政権の中に「衆議院解散権」は含まれない、という批判である。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

④ 〈制度説〉

「制度としての「衆議院解散権」」は、日本国憲法の規定する政治制度を根拠に、内閣に帰属すると結論する学説である。その論証の一例は次の通りである。「憲法は、権力分立制を採用し、行政権を内閣に属せしめている。解散の決定が憲法六五条にいう「行政権」に属するかどうかは問題であるとしても、憲法は、解散の決定を内閣の担当する作用に属せしめているものと解することができる。」「憲法は、議院内閣制を採用し、内閣の国会に対する責任を明らかにすると同時に、衆議院の内閣不信任決議権を認め、これに対応するものとして、権力分立の見地から、内閣の解散決定権を認めるものと解せられる。」「解散決定権の所在を直接に示す憲法の明文はなく、それを推定せしめるものとしては、第七条も一つのよすがにはなろうが、それよりも、第六九条に、内閣の総辞職について規定し、衆議院の不信任決議が可決されたときは、内閣は、解散か総辞職かの二者択一を余儀なくされる旨を示すにあたって、「衆議院が解散されない限り」といつているのは、「衆議院の解散を決定しない限り」という意味を含むものとみて、内閣の決定権を推定せしめる、より有力な根拠とみられよう」。⁽¹⁷⁾

以上の論証にも種々の疑問の点が散見されるが、なによりも「制度説」による「制度としての「衆議院解散権」」帰属主体導出の前提である、日本国憲法は権力分立制を採用している、日本国憲法は議院内閣制を採用しているという命題それ自体が問題とされなければならないであろう。この点については、次のような批判がなされている。「議院内閣制は、君主制下唯一の民主的政治体制と信ぜられ、憲法が議院内閣制を採用することを疑うものはなかつ

たから、これは魔術的説得力をもつた。けれども、このようないい思考には問題がある。ここでは、本来、憲法法源をもつて判断されるべき問題が、「議院内閣制」という中間判断項をもつて判断されているが、この中間判断項は正しいのか。それは、憲法法源からズレたものを判断基準とされていないかどうか⁽¹⁹⁾。別の論者は次の様に言う。「……ここでは結論せらるべきものが前提に置かれている。これは方法の逆倒である」。

(3) 『制度としての「衆議院解散権」』帰属主体に関する「憲法典の欠缺説」

ここで「憲法典の欠缺説」と本稿が呼ぶ学説は、「衆議院解散権」⁽²¹⁾と表題された論文において小鳴和司氏が展開している、長い論争と研究・思考の過程を経てたどり着いた結論的学説である。⁽²²⁾氏は次の様に書く。「では、誰が、どの場合に、解散を決定するのか。ここに到つて、困つた。それを特定したり、指示する規定がないのである」。続いて、「そこで、憲法典は規定すべき」と規定しておらず、欠缺があると、勇断することとした」と書く。⁽²³⁾しかし、氏は、そこに止まらず、更に一步前に出た。「六九条説」の示唆である。「総司令部民政局の見解にも根拠があるのでないか、という発想」が動機になって、一步を踏み出した。ところが、その一步は、後に反省されることになる一步であった。「一般的にいって、始に結論をもつた思考は公平になりにくい」と書き、更に、「それは、始から詰め手があると信じて考える詰将棋的思考のよくなもので、当初もとめた結論に近づいたとき、喜んで、着実さを失つてしまふ」と書いて、次の様に結論する。「が、実は、憲法典の欠缺を指示するのみで、詰め手はないというにとどめておくべきであった」。⁽²⁵⁾

「詰め手はない」という結論の持つ、政治にとっての意味は重大である。『制度としての「衆議院解散権」』帰属

主体に関する規定が、日本国憲法という名前を持つ「憲法典」（日本国憲法典）においては欠缺しているという結論を前提とすれば、「（憲法典）（日本国憲法典）政治」は不可能になる。しかし、日本国憲法体制下の日本政治は「憲法政治」でなければならない筈である。単なる解釈のレヴェルにおいては、「詰め手はない」という結論の提出により、一つの作業は完了するのであろうが、「憲法政治」を前提とする立場に立つて政治のレヴェルに目を転ずるならば、「詰め手はない」という結論は「（憲法典）（日本国憲法典）政治」という意味における「（無）憲法政治」を不可能にし、「（無）憲法典」（日本国憲法典）政治」という意味における「（無）憲法政治」を現実的帰結として余儀なくさせる。しかし、「憲法政治」という場合の憲法を、「憲法典」（日本国憲法典）ではなく「憲法」（日本国憲法）と考えるならば、「憲法典の欠缺説」を前提として、しかも、「（憲法）政治」を可能にするためには、改めて、「憲法」（日本国憲法）に基づいて、「制度としての（衆議院解散権）帰属主体を構成する作業が求められる。その構成作業は、「（憲法）（日本国憲法）」原理」を土台として開始されなければならないであろう。

それにもしても、「制度としての（衆議院解散権）」帰属主体を巡る、長く多様な議論の外側で、そのよつた議論には本来的関心を寄せることもなく、「制度としての（衆議院解散権）」帰属主体は「制度としての内閣」であるということに、一点の疑いをも抱かずに、「事実としての（衆議院解散権）」を行使してきた「事実としての内閣」を、更には、「事実としての内閣」を組織していた政党をどのように考へればよいのであろうか。否、それ以上に考えなければならぬこと、それは、「事実としての国民」が「制度としての（衆議院解散権）」帰属主体は「制度としての内閣」であるということに、一点の疑いをも抱いていないことである。しかし、今日の高度に情報化している「事実としての日本国」におけるマス・メディアの「事実としての国民」に対する影響力（支配力）の巨大性に

鑑みるならば、マス・メディアが、『制度としての「衆議院解散権」』帰属主体は『制度としての内閣』であるということに疑いを抱いていないことこそ、更に重大であるというべきであろう。

日本国憲法は、『制度としての国民』を主権者としている。しかし、『制度としての国民』は、『事実としての国民』ではない。日本国憲法の形成・公布・施行のはじめから、『制度としての国民』と『事実としての国民』との間に拡がっていた溝を、しかも、戦後五〇年が経過しつつある今、更に拡がりつつあるこの溝を、どのように埋めていくべきよいのであろうか。本稿が取り組んでいる問題との関連でいえば、『制度としての「衆議院解散権」』帰属主体を日本国憲法の根本原理にまで遡って検討し直すことである。『憲法典の欠缺説』はそのことを不可避的に求めているからである。

- (1) 日本国憲法典においては解散という語が六回（七条三号・一回、四十五条・一回、五十四条一項・二回、五十四条二項・一回、六九条・一回）使用されている。それゆえ、衆議院解散制度の設定 자체は否定できない。問題は、設定される衆議院解散制度の目的・内容がいかなるものなのであるか、ということなのである。
- (2) 「……憲法は、解散権行使しうる主体とその要件につき、明白な規定を欠く……」高見勝利「解散制度と国民主権」奥平康弘・杉原泰雄編『憲法学4 『統治機構の基本問題I』』有斐閣、一九七六年、八二頁、「日本国憲法上、……衆議院の解散がなされる場合および解散の主体が、規定上、必ずしも明確でない」清水睦「衆議院解散の憲法上の根拠」同『現代議会制の憲法構造』勁草書房、一九七九年、一八〇頁、「実質的決定権の所在が憲法上明記されていない」浦部法穂『憲法学教室II』日本評論社、一九九一年、一二一頁。
- (3) 結城光太郎「衆議院解散権」『ジュリスト』三〇〇号、一九六四年、四四頁。

(4) もつとも、「……解散するかしないか、また、いつするかの実質的決定権は内閣にのみ属するとする点については、今日、特に異論はみられない」との指摘がある。岩間昭道「解散権の限界」岩間昭道・戸波江二編『憲法I』(総論・統治行為)日本評論社、一九九四年、一一八頁。

(5) 本稿では、『制度としての「衆議院解散権』』帰属主体を内閣とする学説を考察の対象としているので、所謂「自律解散説」については、『制度としての「衆議院解散権』』の本質を巡る議論の中で改めて検討する予定である。

(6) 代表的『政治学事典』における「解散」の項目は、昔（一九五四年）も今（一九九一年）も、政治学者ではなく憲法学者によつて執筆されている（中村哲・丸山真男・辻清明編『政治学事典』平凡社、一九五四年、一四四一—四五頁〔小島和司執筆〕、原田鋼ほか編『現代政治学事典』ブレーン出版株式会社、一九九一年、一一六一一七頁〔清水望執筆〕）。しかし、松下圭一氏は、「政治学こそが、国会のみならず多様な憲法機構への理論究明をおこない、国民主権にふさわしいその位置設定について、たえず提言をおこなうべき課題をになつてゐるはずである」（松下圭一「国会イメージの転換を」『世界』一九七七年二月号初出、同『戦後政治の歴史と思想』筑摩書房、一九九四年、三〇三頁）と述べるとともに、「日本の政治学は憲法理論については不毛であった……」（松下圭一、前掲書、三三九頁）と述べている。そこで、本稿では憲法学の文献に学んで検討を進めていきたい。その「学び」に不十分な点、不正確な点があるかもしれません。い。それらの点は、今後、更に学ぶ中で、訂正していきたい。尚、学説分類に際しては、次の文献を主として参照した。
 ①結城光太郎、前掲論文、四四一四五頁②清水睦、前掲書、一八〇一—一九四頁③丸山健「衆議院の解散」芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選II』(第二版)有斐閣、一九八八年、三五六一三五七頁④鈴木法日児「解散権行使の根拠と手続」
 芦部信喜・高橋和之編『憲法判例百選II』(第三版)有斐閣、一九九四年、三七〇一三七一頁⑤鈴木法日児「衆議院解散権」小嶋和司編『憲法の争点』(新版)有斐閣、一九八五年、一六八一—六九頁⑥杉原泰雄「衆議院の解散」「ジユリス
 ト増刊・憲法の判例』(第三版)一九七七年、二〇一—二〇五頁⑦樋口陽一ほか『憲法I』注解法律学全集1』青林書院、一九九四年、一〇五一—一七頁(樋口陽一執筆)⑧芦部信喜『憲法』岩波書店、一九九三年、四六一四七頁⑨小林直樹

『〔新版〕憲法講義（下）』東京大学出版会、一九八一年、二〇五—二七頁^⑩佐藤幸治『憲法〔新版〕』青林書院、一九〇年、一五一—一五六頁^⑪植野妙実子『衆議院の解散の法理』清水睦編著『憲法I（総論・統治機構）』日本評論社、一九八九年、一四〇—一四一頁^⑫浦部法穂『衆議院の解散』野中俊彦・浦部法穂『憲法の解釈III』三省堂、一九九二年、一一一—一二八頁^⑬高橋和之『内閣』野中俊彦ほか『憲法II』有斐閣、一九九二年、一六六—一六九頁^⑭樋口陽一、前掲書、三五七—三六二頁^⑮清宮四郎『憲法I（第三版）』有斐閣、一九七九年、二三四—二三六頁^⑯高見勝利、前掲論文、八二—八六頁。

(7) しかし、「七条三号説B」と思われる立場から、次のような指摘がなされている。「もちろん、主権の所在が神権性を帯びた天皇から国民に移った新憲法の成立は、まさしく『八月革命』ともいえる一大変革であった……。しかし、だからといって、旧憲法上の諸制度が、それによってすべて更新されたとみるのは早計にすぎよう。解散権論争を貫く『盲点』がここにあつたといえる」高見勝利、前掲論文、八七頁、「……解散の根拠規定は第七条であり、それは天皇の権能として内閣の助言と承認によって行われるにすぎない、とすれば、それは、かつて総司令官側が指摘したように、明治憲法の考え方ではないか、という問題である。この点について、私は、それはまさに明治憲法の考え方であるといつてよいと思つ。この点に関する限り、明治憲法の考え方とはそのまゝ維持されているのである」佐藤功「解散をめぐる憲法論争」『法律時報』一四卷一号、一九五二年、三六頁、同『憲法解釈の諸問題・第一巻』有斐閣、一九五三年、一六六頁に再録。

(8) 小嶋和司「解散権論議について—既成憲法学の盲点をつく—」『公法研究』七号、有斐閣、一九五一年、八三—一九四頁、小嶋和司『小嶋和司憲法論集一・憲法と政治機構』木鐸社、一九八八年、七一一八七頁に再録。

(9) 多くの学説整理でこの論文が指摘されている。例えば、結城光太郎、前掲論文、四五頁、杉原泰雄、前掲論文、二〇四頁。

(10) 小嶋和司、前掲論文、九二頁、前掲書、八五頁。

(11) 小嶋和司「衆議院解散権」同『憲法学講話』有斐閣、一九八二年、一五六頁。

(12) 代表の一例だけを挙げる。「第二に、内閣が天皇の行う解散について助言と承認を行うことから、内閣がその行為を實質的に決定する権をもつと論結することを否定する論者が、衆議院で内閣不信任決議案が可決されたときは、内閣が解散を實質的に決定できると主張するのは、おかしい。憲法第六九條は、内閣が解散を決定する権をもつとする趣旨を定めてはいない。それは、解散の實質的決定権のありかについては、なんらいうところがないのであるから、この場合に、内閣が決定権をもつと主張するためには、第六九條以外に根據を求めるなくてはならないが、その點は少しも明らかにされていない」宮沢俊義『日本國憲法』日本評論社、一九五五年、一二六頁。小嶋和司氏もこの批判を「鋭い指摘」と評価する。小嶋和司、前掲書（一九八二年）、一五五頁。しかし、この批判に対しても、『七条三号説』を批判し、『六九条説』を採る論者による反批判がある。吉田力雄「議院内閣制と解散権の所在」岡山大学法経学会『法学と法史の諸問題』岡山大学創立十周年記念論文集（上）、一九五九年、二〇一—四頁。

(13) 小嶋和司、前掲書（一九八八年）の「解説」では、「……第六九條の場合に内閣の衆議院解散権を推論する解釈論は、前に掲げた『衆議院解散権』ないし『憲法学講話』第八講において放棄されているが、この立場は、本書には収録されていらない『解散権の限界（基本法演習・憲法6）』（法学セミナー四五号〔昭和三四四年〕）に遡ることができる」（布田勉執筆）と書かれている。

(14) 入江俊郎「解散と憲法の規定（二・完）」『法律時報』一三七号、一九五〇年、五九頁。

(15) 代表的批判論は小嶋和司氏によつて展開された。例えば、小嶋和司「権力分立と衆議院解散権」清宮四郎・佐藤功編『続憲法演習』有斐閣、一九六七年、小嶋和司、前掲書（一九八八年）、一三一一四六頁に再録。行政の概念は、「国家の人民支配作用の中、立法機関・司法機関に属するものを除いた残りのすべての作用」と規定され、「……ここで大切なのは、控除前の総和は国民支配作用であることで、この作用としえない議会召集権や議院解散権は当然に残余とはならない」といわれている。小嶋和司「憲法概説」良書普及会、一九八七年、四三六—四三七頁。このような控除説は、

「無限定的控除説」と区別して「限定的控除説」と呼ばれる。佐藤幸治「権力分立／法治国家」樋口陽一編『講座・憲法学』第五巻・権力の分立(1) 日本評論社、一九九四年、三四一三五頁。

(16) 〔六五条説〕と言えば、通常、入江俊郎氏の前掲論文が引用されるが、〈衆議院解散権〉を巡る入江俊郎氏の更に考え抜かれた見解は次の文章の中にこそ明らかであると思われる。「……主権在民のわが憲法下において、如何なる事由による解散についても、その決定を、国民にも国会にも無関係に、内閣がなしうるという考え方は、到底許し得ざる旧憲法時代の思想であるとの議論が生まれる余地が充分あろうと思われる。形式上の法理論から言えば、わが憲法は、この権限をも内閣に與えたといい得るであろう。併し、若し内閣がこの権限を行うとするならば、それが国民の総意であり又国会の明確な要望であるということが、充分客観的に明瞭な場合に限り、国民又は国会の総意の代行としてなさるべきであつて、単なる内閣の一方的判断のみでは許し得ないと解すべきであろう。然らば、その場合の認定は如何にするか。これも、憲法の正文上は、内閣の責任というより外ない。併し、政治の運営においては、国会において行う決議とか、又新聞等を通じて表明される世論の究明とかによつて、内閣がその判断を行ふようになることが望ましいということになるのである」入江俊郎、前掲論文、六〇頁。この文章を読めば、入江説を簡単に〔六五条説〕に分類して論ずることには問題があるというべきであろう。

(17) 清宮四郎、前掲書、二三五頁。

(18) 〔制度説〕といふ分類型では一括できないほどに、現在では〔制度説〕は多様化していると思われる。「解散権への期待の変化」という事情の変化をとりこんで、制度説を補強する」(樋口陽一、前掲書、三六〇頁)、「解散権への期待の変化」という事情の変化をとりこんで補強した制度論」(樋口陽一ほか、前掲書、一一二頁)という場合の〔制度説〕とはどのような学説なのであろうか。

(19) 小嶋和司、前掲書(一九八二年)、一五七頁。その検討は、次の文献で果たされている。小嶋和司「憲法の規定する政治機構——はたして議院内閣制か——」(『法律時報』二五卷二二号、一九五三年、五一一五八頁、三五頁、小嶋和司、前

掲書（一九八八年）、三六一—三八〇頁に再録）。この問題は、議院内閣制の概念の問題へ接続していく。議院内閣制の概念が多様であるし、日本国憲法の規定している政治機構が議院内閣制なのか、あるいは他のタイプの政治機構なのかということ自体が問題なのである。小嶋和司氏によれば、「日本国憲法の規定する政治制度は、『議会支配制』原理を顕著に浸透させた『議院内閣制』」である（小嶋和司、前掲書（一九八七年）、四六〇頁）。権力分立制に依拠する（制度説）批判は、小嶋和司氏により、「権力分立と衆議院解散権」清宮四郎・佐藤功編『統憲法演習』有斐閣、一九六七年、「権力分立」「日本国憲法体系・第三巻」有斐閣、一九六七年等で試みられている。権力分立の概念の多様性については、「この観念（権力分立の観念）にそのときどきに託される中身は多様であった……」（樋口陽一、前掲書、一八九頁）といわれているのであって、日本国憲法は権力分立制を採用しているのか、採用しているとするならばその権力分立制の概念はどのようなものであるのかが問題となる。

(20) 結城光太郎、前掲論文、四五頁。「方法の逆倒」は別の論者によつて次の様に説明される。「実際、議院内閣制についての『均衡』本質論をとる人々の多くは、六九条非限定説から日本国憲法の制度についての理解を帰納するというよりは、むしろ、『日本国憲法は議院内閣制をとつており、そうである以上、内閣が無制約的な解散権をもつのは当然だ』という演绎的論法で議論をすることが少なくない。」「……議院内閣制については『責任』本質論をとつておりながら、解散について六九条非限定説を導き出すために、『議院内閣制だから』といふ論法を直接のきめ手として援用する見解……、あるいは、少なくとも、七条によって六九条非限定説を根拠づける際に『そこ』『日本国憲法』で定められている議院内閣制の全体から見ても』そうだ……』といふに補強的に援用する見解が、有力だからである。しかし、『責任』本質論に立つかぎり、『議院内閣制だから』といふ理由で六九条に限られない内閣の解散権をひき出すことはできないはずであろう」（樋口陽一「議院内閣制の概念」ジュリスト増刊『憲法の争点〔新版〕』一九八五年、一八三頁）。

(21) 小嶋和司、前掲書（一九八二年）、一四六—一六八頁。

(22) 「それらを加えて総括することとしよう」（同上、一四六頁）という表現に依拠して、更に、（小嶋説）＝（六九条説）

という理解の残存をも考慮して、「小嶋総括説」と呼ぶこともできるであろう。しかし、学説とは呼ぶべきではないかも知れない。

(23) 「ここに到つて、困つた」との告白は貴重である。困つても、「困つた」とは告白しないのが普通だからである。この告白を聞いて、誰でもが困っているはずだ、と確信した。その確信は、自由な思考への翼を与える。

(24) 同右、一五三頁。
(25) 同右、一五六頁。

IV 原点に戻つて—尾崎行雄の叫び

一九四八年の秋、吉田茂内閣総理大臣は次の様に述べた。「吉田内閣は少數黨内閣であるから國會の冒頭解散を行うことが當然である。しかし公務員法の審議通過は至上命令であり、超黨派的性質のものであるから早急に審議すべきである。従つてその通過後は直ちに解散することは政治の常識である」(傍点引用者)。それに対し、尾崎行雄は緊急質問に立ち次の様に主張した。「國會解散権の所有者が誰かということは憲法の何れの條章にも書いていない。憲法第七條により直ちに政府が解散を行えるということは論據不十分である。憲法第七條の解散とは解散の公布を意味する。國會^{ママ}が政府不^{ママ}信認を可決すれば内閣は總辭職すべきで、政府には國會の解散などはできない」⁽¹⁾更に、「某誌に送つて返送された」といわれる原稿には次の様に書かれている。「……主權者たる全國民の代表者たる國會兩院中憲法々律に依て比較的優位を與へられている衆議院の解散、即ち四年の任期ある議員全部を罷免するの職權が主

權者以外の何人にもあろうはずがない（占領軍以外には）」。占領軍はすでに去った。だから尾崎行雄は、一九五四年、死に臨んで、『制度としての（衆議院解散権）』の帰属主体は「主權者たる全國民」の外ではない、と叫んでいたのだろう。続いて、次の様にまで叫ぶ。「主權者の最高代表者たる衆議院に因て、任命された首相即ち公僕が、その任命者即ち主人の代表者を解散即ち總罷免し得べしと云ふが如きは、狂氣の沙汰と評するの外なし」⁽³⁾。しかし、そのような尾崎行雄の発言こそが「狂氣の沙汰と評するの外なし」なのであろうか。その答を探る試みは、次稿の課題としたい。

(1) 伊佐秀雄『尾崎行雄傳』尾崎行雄傳刊行會、一九五一年、一三三一五頁。尾崎行雄は衆議院解散についての談話を新聞に発表している（『第一新聞』一九四八年一一月三日、『毎日新聞』一九四八年一月一〇日）。衆議院解散論が沸騰する中で、「政府には國會の解散などはできない」との発言を人はどのように聞いたのであろうか。「お年寄りの寢言ぐらいいに思つて気にもとめていなかつた」（『毎日新聞』に掲載された尾崎談話を読んだ、当時の法務府の法制長官であった佐藤達夫氏の感想、佐藤達夫、前掲論文、一四頁）のであろうか。確かに、「お年寄り」ではあった。一八五八年（安政五年）（別説、一八五九年（安政六年））という年に、安政の大獄の嵐が吹き荒れる中で誕生したのであるから、九〇歳の「お年寄り」である。しかし、それは「寢言」だったのであろうか。

- (2) 伊佐秀雄、前掲書、一三三一六頁。
- (3) 同右、一三三〇一一三三一頁。